

来訪者を心からおもてなしする「北浜町休憩所」

伝建地区を訪れる来訪者は、年々増加の傾向にあります。ゆっくりと町中を見学して、古い町並みにいやしを求めて来られる方が多くなっています。特に家族連れで来られる方々は、半日程かけて町中をまわられる訳ですが、都会のように混雑しておらず、見学には良い環境です。しかし、町の歴史を知り、納得のゆく散策をするためには、土地の方々の説明と交流が必要です。一昨年から甚風呂、岡正と伝建地区内に資料館および休憩所が開館し、ともに好評です。特に甚風呂での館内説明は、当時の様子を思い浮かばせ、「なつかしい」「珍しい」等の感想を観光客が多く残してくれるようになりました。

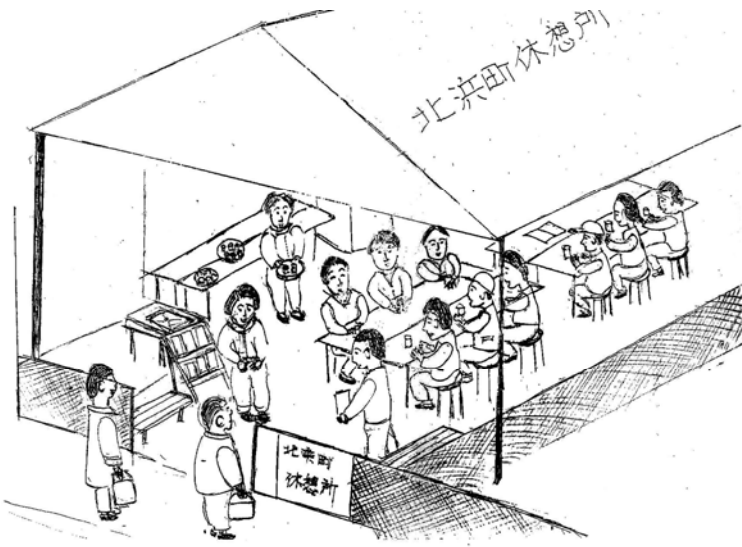
人と人との交流は、訪れる人々の心を捉えます。

その様な交流を体験してもらおうと、伝建地区内の北浜町区町おこし委員会が昨年度より開設している北浜町休憩所では、訪れる方々と、人と人との交流を楽しみ、この地の文化を伝えながら心からのおもてなしをしており、大変な好評を得ております。北浜町休憩所は、平成21年から始まり、毎年4月から11月までの約半年間、散策される方の多い時期に浜町区の有志が、土・日・祝と北浜町休憩所に集まって夏は冷たいお茶などの飲み物、寒くなると温かい飲み物を提供してきました。

来訪者との交流を通じてこの町の文化を発信し、来訪者の感想と情報を頂く事でお互い暖かい場を作ることに成功しています。

奥の深い湯浅町の歴史を対話の中で知り、「話を聞いて、改めて湯浅出身の偉人のすごさがわかった」「皆さんのおもてなしが大変うれしく思う」など、お客様からの感想も多く頂いています。一方で、「トイレの位置がわかりにくかった」や「電柱の地中化をすすめれば、町並みはもっとよくなるのに」といった意見もあります。いずれにせよ、ゆっくりと色々な所を散策したいと思う方が再訪問してくれる機会も多くなっています。

「また来たよ」「今度は友達を連れてくるわ」そんな言葉を聞けることが、対応している皆さんの励みになるのではないのでしょうか。



湯浅伝建地区保存協議会

まちなみ瓦版に皆様のご要望などを掲載していきたいと思ひます。ご意見・ご要望などございましたら、右記編集委員まで連絡をお願いいたします。

編集委員

北町区 : 楠山 吉雄
北浜町区 : 半邊 宗五
北中町区 : 妻木 禎子
北鍛冶町区 : 齋藤 春太郎

まちなみ瓦版

■平成23年1月4日
■第3号(新年号)
■発行:湯浅伝建地区保存協議会
■発行責任者:木下 智之

新年のごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。

今年は、平成18年12月に文化庁より、重要伝統的建造物群保存地区に選定をうけて、5年目を迎える記念の年になりますので、様々な行事が企画される事が予想されます。

町行政から、「ゆあさ元気プロジェクト」が企画され、まちなみ整備事業・まちなか空き家対策・湯浅の食と賑わいの3部会が立ち上がり、保存地区の委員の方々にもご尽力を頂くことになりました。保存協議会と致しましても、町行政と相互に協力しつつ皆様方が、暮らしやすい伝建地区を目指して、今年も活動していく所存です。



湯浅伝建地区保存協議会
会長 木下 智之

伝統的建造物の歴史(1)

湯浅には、今もなお、伝統的な建造物が多く残されています。しかし、「建物は知っているけど、どんな家だったのかはよく知らない。」という声もよく耳にします。そこで、その建物が持つ歴史について、紹介していきたいと思ひます。第1回目は、北町の「内伝麴店(手作り行灯・麴資料館:津浦家)」について特集します。

津浦家は、寛政3年(1791)中町の南で商売をはじめました。当時は麴屋ではなく、米・酒の販売に船舶も所有していたそうです。その後、天保10年(1839)に島の内にお店を移しま



したが、安政の大地震(1855)による津波で被害を受け、現在の場所に移住してきました。文化8年(1811)に麴製造業を開業して以来、6代に亘り続けてきた麴屋は、屋号を「内伝(内田屋伝兵衛)」と称し、昭和20年まで醤油麴と金山時味噌麴の製造を行ってきました。また、湯浅に天理教の教会がない時代に、主屋2階の部屋を貸していたこともあります。今も瓦の一部に、天理教の教紋をみることができます。

現在は、種麴の小売および手作り行灯・麴資料館として活用されています。(資料館は、工事中につき、平成23年3月頃まで休館)

世界中を探しても、日本人ほど食生活に微生物を巧みに取り入れた食文化を持つ民族は稀です。

次ページへ続く

「麴」を原料として、醤油、味噌、日本酒、焼酎、みりん、一部の漬け物、米酢、甘酒などたくさんさんの製品が作られます。醤油醸造で栄えた湯浅にとって、麴は欠かすことの出来ない大切なものでした。

津浦さんは、安政の大地震による津波で大きな被害を受けた際に、祖先を助けてくれた湯浅の人々に今も感謝しているそうです。湯浅のために何か役に立てることはないか。それを考えた結果、散策に来られる方々に、湯浅の町家はどういうものかを見てもらい、建物以外でも楽しんでもらえるよう古い廃材を利用し、手作りの行灯を作り、資料館を運営されています。

また、津浦さんは、「伝建地区に選定されたこともあり、最近は県外から訪れる人も多く、その人たちとの出会いがうれしい。」とおっしゃっていました。

知って
おこう 補助金ってどうすればもらえるの？

現状変更行為の許可が必要となる行為の中で、歴史的景観の保全整備にあたるものは、補助金の交付要綱に基づき、その必要な経費に対して補助金の交付を受ける事ができます。

【補助率等】

種 類		補助対象	補助率	限度額
伝統的建造物の修理	建築物 主屋、土蔵 付属屋等	外観保存のための屋根、外壁等及び構造耐力上必要な部分の修理に係る経費	8 / 1 0 以内	な し
	工作物 塀、石積等	保存のために必要な修理に係る経費	8 / 1 0 以内	2 0 0 万円
環境物件の復旧	前栽、樹木	復旧に係る経費	8 / 1 0 以内	1 0 0 万円
伝統的建造物以外の建築物等の修景	建築物	屋根、外壁等の外観の修景に係る費用	6 / 1 0 以内	6 0 0 万円
	工作物	外観の修景に係る経費	6 / 1 0 以内	1 0 0 万円

補助金の交付は公共事業であるため、あらかじめ町や国の予算に計上し、議会などの議決を経たものでないと交付できません。また、補助金の交付決定前に工事着工したものに対しても同じです。

補助金の交付を希望される場合は、まちづくり企画課が実施するアンケートで意向を回答されるか、設計や工事費用の算出に要する期間も含め、できるだけ、工事を実施する前年の6月頃までに申し出てください。（災害で被災した場合などを除きます）

町や国が1年間で執行できる補助事業の予算には限りがあります。そのため、建物の傷み具合や緊急度などにより優先せざるを得ない物件がほかにあるときは、補助事業を実施する年度を待っていただく場合があります。

保存協議会の会議を開催しました

日 時：平成22年11月16日（火） 午後7時00分～午後8時30分

場 所：本勝寺 本堂

出席者：保存協議会委員40名のうち、20名出席

【議題】

（1）”湯浅・まちなかにぎわい”復興プロジェクトについて

湯浅町は、「古い町並み（重伝建地区と熊野古道）を活かしたまちづくり」を進めており、その過程で『湯浅まちなみ整備策定部会』及び『湯浅まちなか空き家対策部会』を立ち上げているところです。そこで、町から保存協議会に対し、両部会に委員を選出して欲しいとの依頼がありました。審議の結果、保存協議会にも当該部会を設立し、その中から町の部会に出席する委員を選出することになりました。今後、伝建地区内のまちなみ整備や空き家対策について、担当委員を中心に議論をしていきます。なお、選出された委員は以下のとおりです。

	担当役員	委員	委員	委員	委員	委員
まちなみ整備部会	三橋雄作	出原美男 （新委員）	土岐康男	吉本博一	—	—
空き家対策部会	太田庄輔	上野山実	小川 清	竹中 宏	道津節子	宮井美宏

委員は五十音順、敬称略

（2）平成23年度保存修理事業計画物件について

平成23年度保存修理事業は7件（工作物の修景を含む）を予定しています。平成23年1月に行われる文化庁のヒアリングを経て、次年度の事業物件が確定する予定となっています。

3 校合同伝建地区学習会が行われました

山田・田栖川・田村小学校の5年生による伝建地区合同学習会が、11月30日（火）に行われました。生徒たちは、町並み保存を通じ、自分たちの住む町の歴史と文化を学ぶため、6つのグループに別れて地区内を散策しました。また、「井戸は、まだ使われているのか」、「袖壁の役割は何か」や「修理とリフォームの違いは何か」など様々なことに興味関心を持ち、町並みについて住民の方々に質問をしていました。これを機に、”わがまち湯浅”に、誇りと愛着を持ち、将来のまちづくりを担ってほしいと思います。

